

令和5年度

東近江市農業委員会
第9回（12月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和5年12月11日(月)午前9時30分から午前11時15分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 34人 欠席委員 6人

| 議席番号 | 出欠 | 議席番号 | 出欠 |
|--------|----|------|----|
| 1 | 出 | 21 | 出 |
| 2 | 出 | 22 | 出 |
| 3 | 出 | 23 | 出 |
| 4 | 出 | 24 | 出 |
| 5 | 出 | 25 | 欠 |
| 6 | 欠 | 26 | 出 |
| 7 | 出 | 27 | 欠 |
| 8 | 出 | 28 | 出 |
| 9 | 出 | 29 | 出 |
| 10 | 出 | 30 | 出 |
| 11 | 欠 | 31 | 出 |
| 12 | 出 | 32 | 欠 |
| 13 | 出 | 33 | 出 |
| 14 | 出 | 34 | 出 |
| 15 | 出 | 35 | 出 |
| 16 | 出 | 36 | 出 |
| 17 | 出 | 37 | 出 |
| 18 | 欠 | 38 | 出 |
| 19 | 出 | 39 | 出 |
| 20 | 出 | 40 | 出 |
| 議長(会長) | 出 | | |

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 東近江市農用地利用集積計画(案)について

- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用協議の報告について
- 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第5号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

| | | | |
|----|---|----|---|
| 局長 | 出 | 主任 | 出 |
| 参事 | 出 | 主事 | 出 |

農業水産課

| | | | |
|----|---|--|--|
| 主事 | 出 | | |
| | | | |

6. 会議の内容

議長 早いもので、もう1年が過ぎようとしています。今年度の農業を振り返ってみますと、天候にも恵まれたこともあり、麦・大豆については例年以上の収穫があったのではないかと感じております。ただ、米については夏の異常高温によって等級が低下したり、収量もかなり大幅な減になったということで、農業に携わる者としては、米の需給動向には危機感を抱いたところ です。

農業委員につきましてはこの7月に改選がありまして、17名の新たな委員を交えて第25期がスタートしました。

農業委員で今非常に忙しくなってきたと実感としていただいていると思いますが、法令業務をはじめ地域での活動、また今年度からは地域計画策定に向けての取り組み等々色々と皆様方には御苦労いただいております。感謝申し上げます。

先月29日、京都府の京丹波町へ先進地研修に参りました。23名の参加でしたが、京丹波町の人口は1万3,000人弱、山林面積は全町の83%を占め中山間に近いところで、東近江市の農業とは少し異なるところもあります。

ここを研修地に選定した理由は、地域計画について前向きな取り組みをされているということで、すでに京都府内外から19の市町が視察に訪れられていました。

特に感じたのは、5年目の女性の事務局長がおられまして、その方の発信力、企画力によって、農業委員と最適化推進員が地域に入って目標地図を作るにあたっての地権者や耕作者の意向確認であるとか、それに基づいて非農地判断をしたり、現況地図作成に農業委員が積極的に地域と関わったという事例もいただきました。それぞれブロックで情報を共有していただきながら、地域計画を進めていただけたらと思うところです。

それから、12月6日に市議会へ農地最適化利用の推進に関する意見書を提出いたしました。市議会としても内容には理解を示していただいていますし、農業委員会の意見を行政の方にも出しており、議会でも取り組んでいただくというお声もいただきましたので、連携しながら進めたいと思っております。

それでは、ただいまから、令和5年度 第9回（12月期）の月例総会を開会いたします。

現在の出席者数は34名、欠席者数は6名ですので、この総会は成立いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議席番号12番 ○○ ○○ 委員、13番 ○○ ○○ 委員のお二人を指名します。よろしくお願ひします。

日程第2、議事の上程です。

最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1について、岡田町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の上大森町地先及び岡田町地先の農地4筆 合計面積6,380平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号2について、五個荘金堂町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の五個荘金堂町地先の農地1筆 合計面積558平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号3について、乙女浜町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の乙女浜町地先の農地1筆 面積199平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。

番号4について、小川町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の小川町地先の農地1筆 面積2,023平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号5について、五個荘和田町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の五個荘和田町地先の農地2筆 合計面積502平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号6について、京都市東山区に居住する譲受人へ、譲渡人所有の八日市東浜町地先の農地1筆 面積 346 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号7について、下中野町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の下中野町地先の農地1筆 面積 119 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号8について、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の池田町及び山上町地先の農地8筆 合計面積 16,971 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号9について、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の池田町及び山上町地先の農地3筆 合計面積 1,245.7 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号10について、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の池田町地先の農地3筆 合計面積 3,744 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号11について、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の池田町地先の農地1筆 面積 1,200 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号12について、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の池田町地先の農地1筆 面積 773 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号13について、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の池田町地先の農地1筆 面積 1,000 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号14について、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の今崎町地先の農地9筆 合計面積 6,855 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号15について、北花沢町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の北花沢町地先の農地1筆 面積 121 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号16について、乙女浜町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の乙女浜町地先の農地1筆 面積 347 平方メートルの内 335 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号17について、市辺町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の市辺町地先の農地2筆 合計面積 1,543 平方メートルの内 1,046.58 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

なお、番号6及び番号9から、番号13の申請地の現況については、雑草木が繁茂している状況であることから農地復元利用計画書を提出されており、許可後に雑草木の除草及び伐採をされた後に、畑として利用される計画です。農地法では権利の取得後、概ね1年以内に耕作又は養蓄の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作または養蓄の事業を行うと認められない場合は許可できないこととなっておりますが、許可後、令和6年2月には復元される計画であり、内容についても復元可能と判断いたしました。

番号2、番号5、番号6の譲受人の取得後における耕作面積が50アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。また、番号7、番号16の農地を初めて取得される方については、家庭菜園目的で季節野菜を育てていかれることや継続的に農地を管理していく意思について営農計画書で確認しています。

全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

そして、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を取得される方については、家庭用草刈り機、鎌、鍬、スコップ、軽トラック等を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。

その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どちらの案件も譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

- 議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、番号1から番号17までを一括して、御意見をお聞きしますがいかがでしょうか。
- 31番 国道421号の永源寺と八日市の隣接地域で、ここを前から取得したいと言って動いていますが、あれは案件に出てきているのですか。
- 事務局 今案件に出てきます地先も含まれているところであり、農地復元利用計画書に基づいて農地開墾の準備を進めておられます。今回の議案の番号9から番号13もそれに該当しており、地主の許可を得て既にトラクター等搬入され耕作の準備に向かっておられる状態です。農地法3条に基づいて、耕作に向けての土壌改良をするために搬入すると聞いています。
- 31番 あその土地はもう売買は終わったのですか。
- 事務局 今月の案件で、ほぼ一帯を取得されています。一帯の部分の農地半分ぐらいを譲受人が所有権移転されていまして、一筆ごとに農地復元するとお金も時間も

かかるので、一帯でするために大きな重機が搬入されております。順番に営農計画書に基づいて2月を目標にされていますが、少し早めにということで積極的に動いていただいています。

議 長 他にありませんか。ないようですので、採決に移ります。
本案について、承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について農地を転用したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。

番号1について御説明いたします。

本件は、大津市に居住する者が、自ら所有する大沢町地先の農地2筆、合計面積508平方メートルの土地を車庫及び倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに昭和53年頃から、車庫及び倉庫として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

また、本申請地は申請人が母親から相続し、相続登記を行う中で転用の許可を受けていないことが分かり、申請に至りました。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地は家と市道の間にあり、市道から家への出入り、家の駐車場と倉庫として必要であり、利便性が良い当該申請地を車庫及び倉庫として選定されました。

土地の利用計画につきましては、車庫及び倉庫として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透にて処理されます。

申請地は、団地規模が概ね10ヘクタール以上の農地であり、第1種農地と判断できます。しかし、集落に接続して設置される周辺に居住する者の日常生活上必要な施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

本案件は、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

16番 12月6日、〇〇委員、〇〇委員、私〇〇と事務局2名で事前調査を行いました。

この4条申請の番号1については、現在実家の前に建っていますが、今申請人は大津に住んでいます、いずれ帰ってくるということです。すでに建物が建っていますのでやむを得ないと判断しました。

議長 事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。
それでは、番号1について何か意見はございますか。よろしいですか。
御意見もないようですので採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました

それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

事務局 ここで、議案の説明に入ります前に、議案書の訂正をさせていただきます。
番号2につきましては、許可申請の取り下げ願がありましたので、取り下げとさせていただきます。

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1は、小田苧町で運送業を営む法人が、同町地先の農地2筆、合計面積318平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者は運送業を行っていますが、2024年問題に伴う働き方改革により、従業員の増員が必要となり、新たに駐車場が必要となったため、既存の事業所の隣接地である当該申請地を選定されました。

なお、申請地北西側の既存の駐車場部分は令和4年2月に農地転用の許可を受けています。

土地の利用計画につきましては、社員用駐車場5台分として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤に盛土して転圧を行った後、碎石仕上とする計画です。雨水については、北西側の既設の側溝から南側の水路に放流し処理されます。

申請地は、団地規模が概ね10ヘクタール以上の農地であり、第1種農地と判断できます。しかし、隣接する既存施設の面積は6,799.79㎡、その2分の1は約3,399.9㎡であるので許可基準である、拡張部分が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るという基準において立地基準上は例外的に許可できることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号3は、市辺町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積759平方メートルの内136.42平方メートルの土地を売買で取得し、自己用駐車場2台分及び

農作業スペースとして利用するために転用の申請があったものです。
なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに譲受人の父が昭和 60 年頃から、駐車場として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、申請地周辺で農業を行っていますが、農業用車両を保管しておく場所が必要であり、また、自家用車用の駐車場も必要なため、耕作農地に近く自宅の隣接地でもある、利便性が良い当該申請地を選定されました。
また、申請地の転用以外の部分につきましては、譲受人が農地法 3 条で取得されます。
土地の利用計画につきましては、自動車、農業用軽トラックの駐車場 2 台分、農作業場スペースとして利用されます。
土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、申請地南側にある畦畔ブロックと敷地内擁壁の隙間から地下浸透処理されます。
申請地は団地規模がおおむね 10 ヘクタール未満で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断できます。また、集落に接続して設置される住宅及び日常生活上必要な施設であることから転用許可は相当と判断いたしました。
他添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 4 は、乙女浜町に居住する者が、同町地先の農地 1 筆、面積 347 平方メートルの内 12 平方メートルの土地を売買で取得し、農業倉庫として利用するために転用の申請があったものです。
なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに譲渡人の父が昭和 51 年ごろから、農業倉庫として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、申請地周辺で農業を行っていますが、農業用器具を保管しておく場所が必要であるため、耕作農地に近く自宅の隣接地でもある、利便性が良い当該申請地を選定されました。
また、申請地の転用以外の部分につきましては、譲受人が農地法 3 条で取得されます。
土地の利用計画につきましては、農業用器具を格納する農業用倉庫として利用されます。
土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透処理されます。
申請地は、団地規模が概ね 10 ヘクタール以上の農地であり、第 1 種農地と判断できます。しかし、農業用施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。
他添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 5 は、小八木町に所在する農事組合法人が、同町地先の農地 1 筆、面積 152 平方メートルの土地を売買により取得し、農業機械洗機場として利用するために転用の申請があったものです。
申請理由及び土地の選定理由については、譲受人は当該地域で長年農業を行っており、農業機械を故障やトラブルの無いよう使用するため、農業機械を洗浄

する場所が必要であり、所有する倉庫の隣接地である当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、農業機械の洗機場、揚水ポンプ、高架水槽置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土をすきとり、盛土して転圧を行った後、農業機械洗機場部分についてはコンクリート舗装仕上、その他の部分は砕石仕上とする計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は、団地規模が概ね 10 ヘクタール以上の農地であり、第 1 種農地と判断できます。しかし、農業用施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 6 は、池庄町に所在する不動産業を営む法人が、宮荘町地先の農地 3 筆 合計面積 2,171 平方メートルの土地を売買で取得し、分譲宅地として利用するため、転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地が市街化区域に隣接しており、教育施設、医療施設等が立地しており住宅地として恵まれた環境にあることと、人口減少や高齢化が進んでおり、若者世代の人口流出に歯止めをかけ、コミュニティの維持増進を求めた結果、申請地が既存集落周辺の低未利用地であることから、地区計画を策定し、計画的な土地利用にする為当該申請地を選定されました。

地区計画の公告については、「近江八幡八日市都市計画地区計画の変更について」令和 5 年 12 月 8 日付けで完了しております。

土地の利用計画につきましては、分譲区画を 8 区画分として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤からすきとり、盛土を行い転圧後、コンクリート仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透及び可変側溝にて処理されます。

申請地は、周辺について団地規模がおおむね 10ha 以上の農地であることから、第 1 種農地と判断できます。しかし、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、土地の造成のみを目的とする転用は、農地転用許可基準では認めないとしておりますが、農地法施行規則第 57 条第 5 号トの規定により、都市計画法による地区計画区域内においては、住宅またはこれに付帯する施設の用に供される土地を造成することは、例外的に認められています。

また、本案件は、滋賀県農業会議常設審議委員会の諮問案件となることから、去る 12 月 4 日に農政・許認可等検討委員会を開催し、申請人立会いの下、現地調査を実施いたしました。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第 5 条第 2 項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

また、番号6は滋賀県農業会議の常設審議委員会への諮問案件であるため、農政・許認可等検討委員会で審議いただきました。併せて、委員長から報告を求めます。

- 16番 番号1について、昨年2月に白い部分ですが駐車場として転用され、許可された部分です。今回この赤い部分で、前回の残地ということで従業員の駐車場として転用されます。確認時に、前面の土地改良の道路の法面の草管理について確認を求めたところ、隣の造成されたところの人が維持管理をしているということでした。転用については問題ありませんでした。
- 17番 番号3について、譲受人は申請地の周辺の農地で農業を営んでいますが、譲受人の父がかなり前に手前の方だけ無断で埋め立て、駐車場として利用していたため、今回顛末書付きの申請となっています。特に転用について問題ないものと思われまます。
- 15番 番号4について、議案第1号の番号16で、譲受人がその農地を取得する際、議案第3号の番号4の農業用倉庫が建っていたため、顛末書付きの転用申請となっています。やむを得ないと判断します。

番号5について、譲受人の農事組合法人の倉庫と今回の申請地との間に、幅は広くないのですが非常に深い水路があります。そこにコンクリートの橋を架けて利用するとなっていますが、今回の転用の方が現時点で高さにして50センチぐらい段差があります。コンクリの橋を架けると、用水路は深いし危険かなと思いましたが、造成等されて、高さを同じくらいにすれば勾配もなくなって洗機場へ移動するには問題ないかなと判断いたしました。法人の倉庫もきれいで、きちんと管理されていると思われたし、転用について問題なしと判断いたしました。

- 21番 番号6について、市道の南側は土地改良ができており農振農用地ですが、申請地は土地改良されていません。申請地は市街化区域には入っていませんが、都市計画で地区計画の変更をして宅地造成されます部分に、分譲宅地8区画で中に大きな開発道路が入ります。集落内に入る道路が細いため拡幅もされます。東側に2年程前に地区計画で20戸余りの分譲宅地の転用がされています。今回都市計画を変更して分譲宅地の転用ということですので、転用許可相当なのかなと思います。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それでは、順次御意見をうかがってまいります。

まず、番号1について何か御意見はございますか。
それでは、番号3について何か御意見はございますか。
では、番号4について御意見ございませんか。
それでは、番号5についてはどうでしょうか。
番号6について御意見はございますか。

それでは、他に御意見もないようですので、本案につきまして承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第4号「東近江市農用地利用集積計画(案)について」を議題と致します。

また、本議案につきまして関係者に、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員がおられます。

農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

農業水産課の〇〇です。

議案第4号東近江市農用地利用集積計画(案)を説明します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。

今回の農用地利用集積計画は12月28日に農用地利用集積計画の公告を予定しておりまして、この公告によって所有権が移転され利用権が設定されることとなります。

今回の所有権移転は4件20筆27,858㎡、利用権設定は69件128筆253,215㎡です。設定を受ける認定農業者は25名で109筆219,388㎡が集積されており、認定農業者への集積率は約78%です。

まず、議案書の1ページから3ページまでが所有権移転で、4ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1ページの番号1の所有権を移転する農地は上羽田町の1筆であり、贈与により令和6年1月10日に所有権が移転されます。移転をする者は上羽田町に居住する者で、移転を受ける者は上羽田町に居住する者となっております。

2ページの番号2の所有権を移転する農地は小川町の1筆であり、152,800円を対価として売買により、令和6年1月10日に所有権が移転されます。移転をする者は大阪市平野区西脇三丁目に居住する者で、移転を受ける者は乙女浜町に居住する者となっております。

2ページの番号3の所有権を移転する農地は小川町、乙女浜町、福堂町の計6筆であり、合計1,561,700円を対価として売買により、令和6年1月10日に所有権が移転されます。移転をする者は乙女浜町に居住する者で、移転を受ける者は乙女浜町に居住する者となっております。

3ページの番号4の所有権を移転する農地は新宮町の計12筆であり、合計

250,000円を対価として売買により、令和6年1月10日に所有権が移転されます。移転をする者は農地所有者の相続財産管理人です。

また、移転を受ける者は新宮町に所在する農事組合法人となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、4ページから42ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっております。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです。

議 長

事務局の説明が終わりました。

それではここで審議に入ります前に、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員には、審議開始から終了まで退席をお願いします。

本案について何か御意見はございますか
ないようですので、採決に移ります。

議案第4号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは審議が終了しましたので、〇〇 委員、〇〇 委員の入室・着席をお願いします。

次に議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題と致します。
また、本議案につきまして関係者に、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員がおられます。

農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

続きまして、議案第5号農用地利用集積等促進計画（案）を説明いたします。
県が指定し認可を受けた農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることで農用地等について利用権の設定等を行うものです。

なお、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定は、地域計画に定められる目標地区に記載のある耕作者へのみ可能となっております。今回の農用地利用集積等促進計画において地域計画の定められていない地域においては、農地中間管理機構が促進計画案をホームページに掲載し、利害関係人の意見聴取を行うことで利用権の設定が可能となります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から委託を受けた市が農用地利用集積等促進計画（案）を作成し、同条第3項により農業委員会の意見を聴くこととなっております。

本日の月例総会の後、本計画（案）及び農業委員会からの意見を農地中間管理機構へ提出し、機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出され、知事の認可及び公告という流れとなります。

議案書について説明いたします。議案書1ページ目をご覧ください。
農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を同一の促進計画で行うこととなっているため、左側に農地中間管理機構に権利の設定をする者、右側に農地中間管理機構から権利の設定を受ける者を記載しています。
次に、7ページ目をご覧ください。こちらは農地中間管理機構から耕作者への利用権設定のみ行うものを記載しています。
今回、158筆、257,969.91㎡の利用権を設定いたします。
また、県の公告日は令和6年1月31日を予定しています。

議長 事務局の説明が終わりました。
それではここで審議に入ります前に、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員には、審議開始から終了まで退席をお願いします。

本案について何か御意見はございますか。
ないようですので、採決に移ります。議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）について」承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
それでは審議が終了しましたので、〇〇 委員、〇〇 委員 の入室・着席をお願いします。

それでは次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から報告第5号まで事務局に一括して報告を求めます。

事務局 報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について。
届出は番号1五個荘石塚町の自己用駐車場の案件と、番号2栄町の駐車場及び倉庫の案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので御報告申し上げます。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の報告について。
番号1五個荘石塚町の分譲宅地の案件から、番号14八日市清水三丁目のテナントの案件の14件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。
報告第3号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用協議について。

本件の申請人は、東京都世田谷区に本社を置く電気事業等を営む法人が、携帯電話エリアサービス拡充に係る携帯電話無線基地局を新設するため、転用に係る土地利用協議の申請があったものです。
申請地及び申請理由は、東近江市平柳町地先の農地であり、賃貸借により権利取得し携帯電話の不感地帯対策を図るため、携帯電話無線基地局を設置するものです。

土地の利用計画につきましては、高さ40メートルのアンテナ等無線機器一式を設置することとなっています。

申請地は、東近江市立湖東学校給食センターから北東へ約 2000 メートルに位置し、田と道路に囲まれた都市計画区未線引き区域の農振区域内農地の土地であります。
土地改良区の同意も添付されており、農業上の土地利用への影響もないと判断し、異議のない旨の通知をしております。
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

通知書の交付につきましては、東近江市農業委員会規程第 14 条「専決事項」第 9 号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について。
番号 1 から番号 25 まで、全て相続により所有権を取得されたものです。
届出人の「あっせん希望の有無」については、番号 13 だけが「有」となっておりますが、担当農業委員さんにあっせん活動を働きかけていただき、現在は解決しています。
他の届出人については、すべて無となっております。

報告第 5 号、農地の貸借権の合意解約の報告について。
貸借の合意解約について説明をします。
賃貸借権の合意解約につきましては、番号 1 から番号 61 までです。
続いて記載の使用貸借の合意解約につきましては、番号 1 から番号 5 です。
なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。

以上、第 1 号から第 5 号まで報告しました。

議 長 事務局の報告が終わりました。
この報告について何か御質問はございますか。
それでは、特にないようですので、報告事項を終わります。

以上で本日の議案審議はすべて終了しました。
これをもって令和 5 年度第 9 回（12 月期）月例総会を終了いたします。
長時間の御審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

1 2 番 ○ ○ ○ ○

1 3 番 ○ ○ ○ ○